

海外同行ベビーシッターサービス利用規約

本規約は、有限会社メイコーポレーション（以下「当社」といいます。）が提供する海外同行ベビーシッターサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。利用者は、本規約に同意のうえ、本サービスを利用するものとします。

第1条（適用範囲）

本サービスの利用にあたっては、本規約のほか、当社が別途提示する利用条件および料金に従うものとします。

第2条（契約の成立）

本サービスに関する契約は、利用者の申込みに対し、当社が承諾した時点で成立します。

個別の海外同行サービスは、旅程、期間、条件等が確定し、当社が承諾した時点で成立します。

第3条（サービス内容）

本サービスは、海外渡航に同行し、お子さまの保育を行うサービスです。

業務は、保育およびこれに付随する食事介助、着替え補助、見守り、お子さまの送迎に必要な運転等とします。

以下の業務は含まれません。

- 家事代行、介護、医療行為（第11条の2に定める家事補助を除く）
- 通訳、保護者の業務補助その他保育に付随しない業務
- 法令に違反する行為または著しく危険を伴う行為
- その他、当社が不適切と判断する業務

第4条（稼働時間および休暇）

シッターの勤務時間は、1日最大12時間までとします。

勤務日数は週6日まで、連続勤務は最大6日までとします。

シッターの健康管理および安全確保のため、週に1日の休暇を確保するものとします。

勤務スケジュールは、利用者とシッターが事前に協議のうえ決定するものとします。シッターは、勤務実績を記載した勤務報告書を当社へ提出するものとします。

海外同行サービスは、ご旅行中の状況に応じて柔軟に対応するサービスであるため、日本国内サービスにおける時間外料金の考え方は適用しません。ただし、本条に定める勤務時間および休息時間を超えるご依頼については、お受けできない場合があります。

第4条の2（休憩時間）

連続して8時間勤務する場合は、1時間程度の休憩時間を取得させていただきます。

お子さまの午睡中など、安全が確保できる状況において、シッターが軽食を取る時間（45分程度）は休憩時間として取り扱います。

休憩時間中であっても、お子さまの安全確保が必要となった場合には適宜対応いたします。

第4条の3（夜間対応）

夜間対応を行った場合は、勤務終了から次回勤務開始まで最低8時間の休息時間を確保するものとします。

第5条（スケジュール変更）

利用者は、出発前および渡航後を問わず、旅程の変更（帰国日の変更を含みます）が生じた場合は、速やかに当社へご連絡ください。

旅程変更に伴い発生する追加費用（航空券変更費用、宿泊費、現地交通費等）は、原則として利用者の負担とします。

滞在期間や稼働時間の延長が生じた場合には、当社は追加料金を請求できるものとします。

滞在期間が短縮された場合でも、確定済みサービス料金は原則返金いたしません。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。

第6条（金銭および立替）

シッターは、利用者の現金、クレジットカードその他貴重品の管理は行いません。

立替払いについても原則として対応いたしません。

やむを得ず立替金の発生が見込まれる場合は、事前に必要な金額をお預けいただくなど、ご協力をお願いいたします。

なお、事前のお預かりが難しい場合は、利用者とシッターが協議のうえ、対応方法を決定するものとします。

第7条（安全および滞在環境）

利用者は、以下の環境の確保にご協力いただきます。

- (1) 安全かつ衛生的な宿泊環境
- (2) 食事または食費の提供
- (3) 通信手段および緊急連絡手段
- (4) 安全な移動手段
- (5) 危険地域を含まない旅程
- (6) シッターの休息およびプライバシー確保のため、原則として個室を用意すること

やむを得ず個室の用意が難しい場合は、事前に双方協議のうえ宿泊条件を決定するものとします。

第7条の2（緊急連絡先）

緊急連絡先とは、次の条件を満たす方をいいます。

- (1) 利用者本人と連絡が取れない場合に連絡可能な方
- (2) 日本語または現地言語で意思疎通が可能な方

- (3) 緊急時に一定の判断または指示が可能な方
 - (4) 原則として成人である方
-

第8条（ハラスメントの禁止）

利用者および同行者は、シッターに対し、暴言、威迫、ハラスメントその他就業環境を害する行為を行わないものとします。

第9条（お子さまの健康および緊急時対応）

緊急時とは、次のような場合を含みます。

- ・ 高熱、けいれん、呼吸困難等の急病
- ・ 骨折、頭部打撲、大量出血等の重大な怪我
- ・ 誤飲、誤食、重度のアレルギー症状
- ・ 火災、自然災害、避難指示等、安全確保を要する事態
- ・ その他、シッターが緊急対応を必要と判断した場合

緊急時には保護者へ速やかに連絡いたします。

保護者と連絡が取れない場合は、お子さまの安全を最優先とし、シッターの判断により救急要請、医療機関受診その他必要な措置を講じることがあります。

医療費、交通費その他実費は利用者の負担とします。

サービス継続が困難と判断される場合は、本サービスを中断または終了できるものとします。

第9条の2（シッターの急病等）

出発前にシッターが急病、事故、体調不良その他やむを得ない事由により就業が困難となった場合、当社は速やかに利用者へ連絡し、代替シッターの手配に努めます。

代替シッターの手配ができない場合は、当社は契約を解除できるものとし、お支払済みのサービス料金を返金いたします。

出発後にシッターが急病等により本サービスの継続が困難となった場合は、当社は速やかに利用者へ連絡し、可能な範囲で代替シッターの手配に努めます。

代替シッターの手配が困難な場合は、本サービスを中断または終了することがあります。

未提供分のサービス料金については返金対象とします。ただし、既に発生した航空券代、宿泊費等の実費は返金対象外とします。

シッターの受診・療養・帰国等に要する費用は、利用者の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社が負担するものとします。

第10条（料金および支払）

利用料金は事前のお見積りに基づきます。

利用料金は当社指定の期日までにお支払いください。

旅程変更等により、当初予定していなかった稼働やサービス内容の変更が生じた場合は、別途お見積りのうえ追加料金を申し受けます。

第11条（実費負担）

以下の費用は利用者にご負担いただきます。

- （1）航空券・空港税・燃油サーチャージ
- （2）宿泊費
- （3）シッティング業務中に発生する交通費（タクシー・バス・電車等）
- （4）勤務時間中に外食へ同行した際のシッターの飲食代
- （5）ビザ取得費用
- （6）その他同行に必要な費用

なお、休日および休憩時間中の交通費・食費についてはシッター本人の負担とします。

第11条の2（家事補助）

保育業務に支障のない範囲で、お皿洗い、洗濯物の整理等の簡単な家事補助を行うことがあります。

調理その他専門的な家事はお引き受けできません。

家事補助をご希望の場合は、1日につき1,500円（税込）の追加料金を申し受けます。

第11条の3（海・プール利用）

海またはプールをご利用になる場合は、安全管理上の理由により、必ず保護者が同伴するものとします。

シッターのみで海・プールでの保育はお引き受けできません。

第11条の4（保険）

利用者は、お子さまについて滞在国で有効な医療保険または傷害保険等へ加入するものとします。

当社は、当該保険へ加入していることを前提として本サービスを提供します。

第12条（キャンセルおよび変更）

キャンセル料は以下のとおりとします（出発日基準）。

- （1）7日前まで：利用料金の50%
- （2）3日前まで：利用料金の70%
- （3）前日以降：利用料金の100%

航空券、宿泊費等の実費は別途全額ご負担いただきます。

渡航開始後の途中中止は原則として返金いたしません。

利用者都合による日程短縮についてもキャンセル扱いとします。

利用者またはお子さまの体調不良によるキャンセルについても、原則としてキャンセル料の対象となります。

天災、感染症、戦争、航空機欠航等の場合は、双方協議のうえ決定します。

第13条（契約解除）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができます。

- （1）虚偽申告があった場合
 - （2）利用料金の支払いが行われない場合
 - （3）ハラスメント等により安全な就業環境が確保できない場合
 - （4）安全なサービス提供が困難と判断した場合
 - （5）必要な情報や環境が整備されていない場合
 - （6）その他、当社がサービス継続を不適切と合理的に判断した場合
-

第14条（損害賠償）

当社は、故意または重過失がある場合を除き、通常かつ直接生じた損害の範囲に限り責任を負います。

第15条（免責）

当社は、次の場合には責任を負いません。

- （1）利用者から提供された情報の誤り、不足または遅延に起因する損害
 - （2）お子さまの体質、既往症、アレルギー、疾病等に起因する損害
 - （3）渡航先の気候、衛生状況、治安、交通事情その他現地環境に起因する損害
 - （4）第三者（交通機関、宿泊施設、現地関係者等）の行為による損害
 - （5）利用者の指示に基づいて行動した結果生じた事故または損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
-

第16条（不可抗力）

天災、感染症、政情不安、交通機関の停止その他当社の責めに帰することのできない事由により本サービスの提供が困難となった場合、当社はこれにより生じた損害について責任を負いません。

第17条（準拠法および管轄）

本規約は日本法に準拠し、本サービスに関する一切の紛争については、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は2026年4月1日より施行します。

本規約は必要に応じて変更することがあります。

変更後の規約は、当社が適切と判断する方法により利用者に通知または公表した時点から効力を生じるものとします。

改訂履歴

2026年4月1日 初版制定